

身体拘束適正化のための指針

株式会社プライムワーク

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当社では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

(身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項)

1. 身体拘束適正化委員会の設置

当社では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

2. 設置目的

- (1) 事業所内等での身体拘束の現状把握及び改善について検討
- (2) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- (3) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- (4) 身体拘束適正化に関する職員全体への指導

3. 委員会の構成

- (1) 委員は、管理者、サービス管理責任者、賃金向上達成指導員とする
- (2) 必要に応じて、生活支援員、職業指導員、第三者を委員に加えることがある

4. 身体拘束適正化委員会の開催

- (1) 年1回以上定期的に開催する
- (2) その他、必要時に随時開催する

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

- (1) 身体拘束適正化に関する教育、研修を年1回以上実施する
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化研修を実施する
- (3) その他必要な教育、研修を実施する

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

身体拘束等を行わないことが、原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に行う3つ要件(切迫性・非代替性・一時性)を満たした上で以下の対応を行う。

(1) 委員会の実施

事例に関して、上記の3つの要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

(2) 利用者本人及び家族等に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族又は、後見人等に連絡し、承諾を得る。
連絡が取れない場合は、身体拘束実施後、家族又は、後見人等に説明し、承諾を得る。

(3) 記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族及び後見人等に継続の理由などを説明し、承諾を得る。

(4) 身体拘束の解除

利用者の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

身体拘束等をしない支援の実施をしていくために支援に関わる職員全体で、身体拘束適正化について十分議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

指針の閲覧について 当社の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにする。

附則

令和4年4月1日より施行する。